

# 小型動力消防ポンプ付軽積載車仕様書

令和 8 年 度

津 市 消 防 本 部

## 目 次

総 則 . . . . .	1 頁
シャシの仕様 . . . . .	3 頁
検 査 . . . . .	7 頁
その他 . . . . .	7 頁

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目的

本仕様書は、津市消防本部（以下「発注者」という。）が令和 8 年度に製作を依頼する軽自動車（ダブルキャビンデッキタイプ）の小型動力消防ポンプ付軽積載車（以下「本車両」という。）の仕様について必要な事項を定める。

## 第 2 節 概要

- 1 本車両は小型動力消防ポンプ（消防検定 B-3 級以上）、照明装置等を装備するものであり、かつ消防活動上必要な資機材を装備し、安全に迅速確実な消防活動を行うことができる車両とすること。
- 2 製作台数は 3 台とする。

## 第 3 節 法令・規格等

- 1 車両を含む艤装及び装備品は、日本産業規格に基づいて精選された耐久性に富むものとし、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものである新規製品とすること。
- 2 本車両は、この仕様書に定めるほか、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）」及び、消防用車両の安全基準検討会の定める「消防用車両の安全基準について」の「消防ポンプ自動車の安全基準」の項目を満たし、関係機関が行う認定、検定並びに検査を必要とするものについては、それに合格したものであること。
- 3 本車両は、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- 4 車両の製作は、確実な品質管理のもと製造が行われるよう製造工場は ISO 認証取得による品質管理システムにおいて製造すること。
- 5 本車両は、艤装を含めて資機材を積載した上、常時登録された車両重量の状態において十分耐え得るものであること。
- 6 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）によること。
- 7 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不明な点については、発注者に質問し十分に熟知したうえで契約すること。
- 8 受注者は、契約後仕様書詳細について発注者と打合せを行い、製作承認図等を提出し、承認を得てから製作に着手すること。
- 9 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、直ちに発注者に連絡し承認又は指示を受けること。
- 10 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合は、発注者と打合せのうえ、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- 11 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。

- 12 各器具等は、消防検定品を取り付け、又は積載すること。  
 なお、検定対象外物品については発注者と協議すること。
- 13 本仕様書中に商品名を指定しているものについては基準品であり、同等品で差し支えないものとするが、その都度本部と協議し決定する。
- 14 受注者は積算内訳書を、後日提出すること。

#### 第4節 提出書類

- 1 受注者は契約後、製作開始前に仕様内容について発注者と打ち合わせを行い、十分協議したうえで下記の書類を発注者に提出し、承認を受けること。
- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (1) 艀装責任者名簿                        | 1部 |
| (2) 車両艀装図<br>(前面、左右側面、後面、平面、インパネ部) | 2部 |
| (3) 電気配線図                          | 2部 |
| (4) 製作承認図                          | 2部 |
| (5) 製作工程図                          | 1部 |
| (6) 装備品・付属品一覧表                     | 2部 |
- 2 完成車両の納入時に下記の書類を発注者に提出すること。なお、その場合には下記の(3)、(11)を除き、一括でファイルすること。
- |  |     |
|--|-----|
| (1) 完成車両艀装図(レイアウト寸法入り)                                   | 2部  |
| (2) 配線図(既存及び艀装配線図を含む。)                                   | 1部  |
| (3) 自動車車検証・自動車検査証記録事項・自動車損害賠償責任保険証明書<br>・緊急自動車指定証・リサイクル券 | 各1部 |
| (4) 取扱い説明書(各装備品)   | 2部  |
| (5) ポンプ取扱説明書   | 1部  |
| (6) パーツリスト   | 2部  |
| (7) 特装関係の電球及びヒューズの容量、型式一覧表                               | 2部  |
| (8) 装備品・付属品一覧表   | 2部  |
| (9) 積載品の保証書  | 2部  |
| (10) 写真  |     |
| ア 車両5面   | 2部  |
| イ 積載品・付属品  | 2部  |
| ウ ボディ各部の状況、取り付け品等の状況                                     | 2部  |
| エ 製作中各工程(シャシ、組立中、塗装後)                                    | 2部  |
| オ 試験工程(転覆角度試験、重量実測試験)                                    | 2部  |
| ※自社試験などが出来ない場合は、構造計算書等を添付すること。                           |     |
| (11) 各写真を保存したCD又はDVD                                     | 1部  |
| (12) ポンプ性能試験成績表  | 2部  |
| (13) 日本消防検定協会受託評価 写し                                     | 2部  |

※自社試験などが出来ない場合は、構造計算書等を添付すること。

### 第5節 完成車両

- 1 完成車両は、軽自動車検査協会三重事務所の行う新規登録検査に合格後、納入すること。
- 2 完成車両の納入期限は、令和9年3月26日までとする。
- 3 完成車両の納入場所は発注者の指定する場所とすること。

### 第6節 保証

- 1 保証期間は、納入後1年以上とする。
- 2 保証期間後に発注者の責任と認められない不具合が生じたときは、受注者の責任において無償で修復すること。
- 3 設計、製作、材料部品について、特許その他権利上の問題が生じたときは、受注者がその責任を負うこと。
- 4 「消防用車両の安全基準について」に基づき、受注者は納入時に納車講習、納入後には安全操作技能講習及び点検整備講習を実施すること。

## 第2章 シャシの仕様

### 第1節 シャシの仕様に関する基本的事項

本車両シャシは、ガソリンエンジンを搭載し、自動車排出ガス規制に適合した車種で、第1種運転免許証の普通自動車で運転できること。なお、消火活動等に必要な装備及び各種資機材を収納できる構造で、この仕様書において指定した装備品以外のものについては、車両製造元が公認している標準品が装備されているものであること。

#### 1 シャシの主要諸元は次のとおりとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 車両の形式 | 4ドアダブルキャブオーバーデッキバン                            |
| (2) エンジン  | ガソリン（総排気量：660cc未満）                            |
| (3) 駆動方式  | 4輪駆動方式（パートタイム可）                               |
| (4) 変速機   | オートマチックトランスミッション（その他、AT限定免許で運転できるトランスミッションは可） |
| (5) 乗車定員  | 4人（前部2人・後部2人）                                 |
| (6) 全長    | 3,400mm以下                                     |
| (7) 全高    | 2,000mm以下                                     |
| (8) 全幅    | 1,480mm以下                                     |
| (9) 車体重量  | 1,500kg以下                                     |

#### 2 主要シャシ装備品

- (1) パワーステアリング
- (2) オルタネーター

- (3) エアコンディショナー 純正品
- (4) パワーウインドウ（前ドア） 純正品
- (5) 集中ドアロック（全ドア） 純正品
- (6) フォグランプ
- (7) 運転席、助手席サンバイザー 純正品
- (8) サイドバイザー（前ドア） 純正品
- (9) 運転席エアバック 純正品
- (10) ブースターケーブル
- (11) タイヤ（オールシーズンタイヤ）
- (12) スペアタイヤ（(11)と同品（ホイール付）※前後ホイール形式が異なる場合はそれぞれ用意。タイヤ修理用キット等での代用は不可）
- (13) タイヤチェーン
- (14) フロアマット 純正品（前後座席）
- (15) 予備キー 3個以上
- (16) ナンバーフレーム
- (17) 後退警報ブザー
- (18) 後輪照明灯 左右各1個
- (19) 停止表示板
- (20) AM/FMラジオ

### 3 小型動力消防ポンプ（照明器具、照明器具用三脚、バッテリー充電器付）

#### (1) 性能

放水性能は、国で示す動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）の別表に示すポンプの級別B-3級以上の放水能力を有すること。

#### (2) エンジン

##### ア 型式

4サイクルエンジン（セル付）若しくは2サイクルフューエルインジェクションエンジン（セル付）とする。

##### イ 出力

4サイクルエンジンの場合は22kw=30PS以上、2サイクルフューエルインジェクションエンジンの場合は30kw=(40ps)以上とする

#### (3) 真空ポンプ

オイルレス

#### (4) 放口

ボールバルブ式放口弁（マルチタイプ）

#### (5) 電子制御燃料噴射式

#### (6) 冷却水自動還流式

#### 4 主要装備品及び取付品、取付装置の取付け及び構築

(1) 散光式警光灯（LED式・標識灯付き）

散光式警光灯をキャブ屋根前部に取付け、キャブ内天井は重量に耐えられるように補強し、止め金具が突出しないようにすること（架台取付けでも可とするが、詳細は別途協議すること）。標識灯カバーの両側に分団名を貼付すること。記入文字については、発注者と協議し決定すること。

(2) 投光器（12V-45W）

投光器は、キャブ屋根後部の左側荷台に取付けること。

(3) 電子サイレンアンプ

（株）パトライト SAP-520FBVマイクロホン及びハンガー付）

電子サイレンアンプは、キャブ内のダッシュボード付近に設置すること。

(4) バッテリー充電器

積載する小型ポンプのバッテリーを充電する為、充電器（過充電防止機能）を装備し、コンセントケーブルで充電できる構造とすること。

充電コンセントはマグネット離脱着式とし、設置場所に蓋付で設けること。

なお、ケーブル長さ及び設置場所は別途協議すること。

(5) キャブ後部の荷台部分に取付金具を設け、下記の機器を取り付けること。

ア	消火栓開閉器具 800mm	1本
イ	管鎗 65mm用 （04HBPL65A）（荷台左右）	2本
ウ	噴霧ノズル （05Y6520A）	2個
エ	剣先スコップ	1丁
オ	小型動力消防ポンプ（照明器具、三脚、充電器付）	1式
カ	消防用ホース背負器（消防用ホース3本用）	1個
キ	金てこ	1本
ク	車輪止（後部座席下収納ボックス）	1組
ケ	吸管まくら木（後部座席下収納ボックス）	1個
コ	吸管（75mm×6m 軽量）（吸管ロープ付き）	1本
サ	吸管ストレーナー プラスチック製 65mm差込オス金具付	1式
シ	吸管籐籠	1個
ス	吸管スパナ	2個
セ	消火栓媒介金具 （YONE(株)PR-75（マジックバンド付、ロープ引上げ式）・(株)岩崎製作所16QLR00XX（マジックバンド付））	1個
ソ	とび口（キャブ屋根左側に取り付け）	2本
タ	折りたたみはしご（関東梯子 K-1-36）	1本

- |   |  |       |
|---|--|-------|
| チ | 二又分岐管金具<br>( Y O N E (株) W B - 6 5 M C ・ (株) 岩崎製作所 2 1 M S S 6 5 5 0 A ) | 1 個   |
| ツ | ホースブリッジ  | 1 組   |
| テ | 水中ライト ( ジェントス (株) B R - 1 0 M (アルカリ電池付) )                                | 4 本   |
| ト | マンホール開閉器具<br>( 日之出水道 (株) No. 7 5 型 ・ (株) 岩崎製作所 0 9 K A 8 5 0 S S )       | 1 本   |
| ナ | 自動車用粉末消火器 ( 1 0 型 )  | 1 本   |
| ニ | 消防用ホース ( 6 5 m m × 2 0 m )   | 1 0 本 |
| ヌ | 媒介金具 ( 町野式女 6 5 m m × 町野式男 5 0 m m )                                     | 1 個   |
| ネ | 媒介金具 ( 町野式女 5 0 m m × 町野式男 6 5 m m )                                     | 1 個   |
| ノ | 漏水バンド  | 1 0 枚 |
| ハ | 背負式散水装置 ( ファイヤーハンター F H - 0 1 )  | 4 個   |
| ヒ | 低水位ストレーナー<br>( (株) 岩崎製作所 ウォーターキャッチャーⅢ型 )                                 | 1 個   |
| フ | チェーンソー ( スチール M S 1 7 2 C - B E )  | 1 個   |
- (6) 車体後方に2個、赤色点滅灯 ( L E D 式 ) を取り付けること。
- (7) 折りたたみはしごをキャブ上部に取付けること。なお、キャブ上部の取付位置詳細は別途協議。
- (8) 荷台後方に、小型動力消防ポンプの積み下ろしに支障がでないよう鉄製の枠を設け、吸管及び赤色点滅灯を取付けること。
- (9) 荷台中央に小型動力消防ポンプが、容易に積み下ろしができるように、引き出し式の固定金具を取付けること。
- (10) 荷台に消防用ホースが転倒しない構造の消防用ホース格納枠を取付けること。
- (11) 下記の機器を車両の付属品として納入すること。
- |   |                            |     |
|---|----------------------------|-----|
| ア | 発動発電機 ( 9 0 0 W )          | 1 個 |
| イ | コードリール ( ハタヤ G E - 3 0 K ) | 1 個 |
| ウ | 照明器具 ( L E D 式 )           | 1 個 |
| エ | 照明器具用三脚 ( 上記ウ 照明器具用 )      | 1 個 |
| オ | 誘導棒 ( L E D )              | 4 本 |
- (12) 車両の両側面に「津市消防団」、「〇〇方面団〇〇分団」と黄文字 ( 8 0 m m ~ 1 3 0 m m 程度、角の丸ゴシック体 ) で左横書きに貼り付けること。(表示文字及び位置等詳細については、発注者と後日協議のこと。)
- (13) キャビン3面に黄色ライン ( 1 0 0 m m ) を貼付すること。(貼り付け場所については発注者と協議決定すること。)
- (14) 車体は朱色とし、ハイソリッドウレタン塗装を2回以上おこない、塗料は揮発性有機溶剤を削減し、鉛など環境負荷物質を一切含んでいない等の環境を考

慮した塗料を使用すること。(色調の目安は日本塗料工業標準職色A—T O 5—4 O V. マンセル値では5 R 4 / 1 2)

- (15) 車両及び小型動力消防ポンプのバッテリーは、メンテナンスフリーなものとし、車両のバッテリーの取付け位置は、点検、交換が容易にできる構造とすること。
- (16) 収納ボックスを後部座席下にガタツキ等がないように取付けること。
- (17) 後部座席のシート背部上部にヘルメット等掛け用フック(折りたたみ式)を4個取り付けること。
- (18) 各機器の詳細な設置位置及び設置方法については発注者と協議すること。
- (19) 荷台からの排水は荷台に水抜き穴を設け床面より車外へ支障なく流れる構造若しくはホースを延長して背面へ流す構造とする。
- (20) 旗立ての固定金具をキャブ右側後部に取付けること。(右側面から「訓練」と読み取れる旗付)
- (21) キャブ天井部分に、デジタル簡易無線機用アンテナを取り付けできるように、取付台を設けること、詳細な位置は別途協議すること。(天井部分にマグネット式のアンテナを設置する場合、傷防止用のカッティングシートを貼り付けること)
- (22) 座席は防水シート又は厚手ビニール張りとする。
- (23) 消防団徽章(アクリル製)を車両前面中央部に取付けること。

### **第 3 章 検 査**

#### **1 中間検査**

発注者が、本仕様書、承認図及び打ち合わせ事項に基づき、下記の検査事項について実施すること。

- (1) 車種、シャシフレーム番号
- (2) 車両の艤装状況
- (3) 積載器具の固定状況
- (4) 車両の安定性
- (5) 車両寸法
- (6) その他発注者が必要とする検査事項は別に指示する。

#### **2 完成受入検査**

発注者が完成車納入前に下記の検査事項に基づき実施する。

- (1) 中間検査で実施できなかった事項。
- (2) 艤装及び装備品等の機能、数量の確認。
- (3) その他発注者が必要とする検査事項は別に指示する。

**3 受注者は上記の検査を受けようとする時は、事前に発注者へ文書で依頼すること。**

### **第 4 章 そ の 他**

- 1 登録諸経費の内、重量税、自動車損害賠償責任保険、リサイクル料金以外の経費

については受注者の負担とすること。なお、当経費の領収書は、納入時に発注者へ提出すること。

- 2 シャシ回送に要する費用は、受注者負担とすること。
- 3 納入時に燃料（発動発電機等含む）を満量にすること。